

# 令和 8 年度 予算編成方針

令和 7 年 1 0 月

瑞 浪 市

## 令和 8 年度予算編成について

### 1. 国の経済・財政状況

我が国の経済は、名目 GDP（国内総生産）が 600 兆円を超え、賃金は令和 6 年 5.10%、令和 7 年 5.25%と 2 年連続で 5%を上回る賃上げ率を実現するなど、直近 9 月の内閣府『月例経済報告』において「緩やかに回復している」とされているとおり、成長と分配の好循環が生まれつつある。

一方で、先行きについては、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや物価上昇の継続による消費者マインドの下振れなど懸念材料も多い。また、日本銀行による異次元緩和政策の終結により、「金利ある世界」への回帰が進む金融資本市場にも引き続き注意が必要である。

国の財政状況としては、堅調な企業業績などを背景として、令和 6 年度税収が 75.2 兆円と 5 年連続で過去最高を更新する中、令和 7 年度も税収の伸長が期待されており、国債発行額は 28.6 兆円と前年度当初より 6.8 兆円抑制され、17 年ぶりに 30 兆円を下回る見込みである。

しかし、歳入全体の 4 分の 1 を国債が占めており、歳入の不足分を国債発行に頼る構図は変わらず、普通国債残高は累増の一途をたどり、令和 7 年度末には 1,129 兆円に達する見込みである。国の債務残高は、主要先進国の中で最も高い水準で対 GDP 比 2 倍を超えており、令和 7 年度中のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化という目標も後ろ倒しされるなど厳しい財政運営が続いている。

このような中、国は『経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～』（「骨太の方針 2025」）において、「賃上げこそが成長戦略の要」と位置付け、持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で 1%程度の実質賃金上昇を普及・定着させ、国民の所得と経済全体の生産性が継続的に向上する「賃上げを起点とした成長型経済」の実現を目指すこととした。さらに、「地方創生 2.0」の推進等により、人口減少下における持続可能な経済社会の構築、人中心の国づくり、不確実性が高まる国際情勢に備えていくこととしている。

令和 8 年度予算においては、「骨太の方針 2025」及び「骨太の方針 2024」に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行うこととされた。また、『令和 8 年度予算の概算要求について』（令和 7 年 8 月 8 日閣議了解）では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化」する方針が示されており、「地方創生 2.0」の取組、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策など、重要政策の動向を注視しなければならない。

### 2. 地方の財政状況

『令和 7 年版地方財政白書』によると、令和 5 年度の地方公共団体の普通会計の純計決算額は、歳入 116 兆 6,936 億円（前年度 121 兆 9,452 億円）、歳出 112 兆 4,220 億円（同 117 兆 3,557 億円）となっており、前年度と比べると新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少等により、歳入、歳出ともに減少した。令和 2 年度以降大幅に増加した歳入歳出が、令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移していると言える。地方債残高は前年度から 1.5%減となったものの、139 兆

6,175 億円と依然として高い水準にある。

令和 8 年度については、本年 8 月 29 日総務省『令和 8 年度の地方財政の課題』の「地方財政収支の仮試算」によると、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、令和 7 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準が確保され、対前年度比 1.3 兆円増の 68.9 兆円となっている。地方財政の規模は、前年度より 1.8 兆円増の 98.9 兆円で、歳入は、地方税が前年度比 2.0% 増、地方交付税も 2.0% 増となっている。歳出では、人件費や社会保障関係費等の伸びに伴い、一般行政経費が 2.0% 増となっている。

また、岐阜県の令和 6 年度一般会計歳入決算見込みは 9,497 億円（前年度 9,170 億円）となっている。新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金の減少や、臨時財政対策債をはじめとする県債が減少した一方で、円安等を背景とした企業収益の好調による法人事業税の増や物価高の影響による国内消費額の増加を背景とした地方消費税の増などにより、県税収入が増加し過去最高となったことなどの影響である。歳出についても、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費の減少により衛生費や商工費が減少した一方で、退職手当の増加などによる総務費や教育費の増加や、公債費の増加などから、全体では増加の 9,357 億円（前年度 9,017 億円）となっている。令和 6 年度末の県債発行残高は 1 兆 7,009 億円（前年度 1 兆 7,185 億円）と減少したものの、公債費は前年度から 53 億円（前年度比 5.0%）増え、令和 3 年度以降増加を続けている。実質公債費比率も 9.2% と前年度から 0.9 ポイント悪化した。

### 3. 瑞浪市の財政状況と課題

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにする財政健全化判断比率については、本市の令和 6 年度決算における指標は、4 指標ともに健全な範囲内であった。実質公債費比率は 2.4%（前年度 2.3%）、将来負担比率については算定されず、早期健全化基準を大幅に下回っている。市債残高は、令和 6 年度末の普通会計で 122 億 4 千万円、前年度比 1.8% の減、特別会計等を含めた市全体の市債残高は 182 億 8 千万円、前年度比 4.1% の減となった。

令和 6 年度決算の歳入は、法人市民税が 22.2% 伸びたものの、定額減税に伴う個人市民税の減収により市税収入は前年度比 9 千万円、1.6% 減の 52 億 8 千万円となった。地方交付税は、国税収入が伸びたことにより、前年度比 7.0% 増の 45 億 5 千万円となった。

歳出では、人件費や物価の上昇等により経常経費が 6 億 2 千万円増加し、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率は 90.6% と、前年度（90.9%）に続き 90% 超となった。今後も社会保障関係経費、老朽化した公共施設の維持管理経費や金利上昇に伴う公債費の増加などが想定され、財政の硬直化が懸念される。さらに、瑞浪駅周辺の再開発、道の駅整備、明世町月吉地区工業団地造成等の大規模事業が見込まれ、その財源の確保が大きな課題となっている。

令和 3 年度に、20 年にわたり交付されてきた瑞浪超深地層研究所に係る電源立地地域対策交付金（令和 3 年度交付額 5 億 7 千万円）が終了した。これにより、令和 4 年度から令和 9 年度まで財政調整基金の取り崩しによって激変緩和を図りつつ、段階的に通常の財政収支に戻していくこととしているが、現状、予算縮減は進んでいない。

また、令和 8 年度における一般財源総額は 120 億円程度を見込んでいる。大規模事業が本格化する中で、一般財源不足が見込まれ、令和 12 年度頃まで特に厳しい財政運営が続くことになる。

このため、自主財源の確保や国・県に補助制度の新設・拡充の要望を行う等、歳入の確保にこれまで以上に取り組むとともに、事務経費の細部までの見直しや行政 DX の推進による事務の効率化、経常経費の削減に努め、安定した財政基盤の確立に努めなければならない。

#### 4. 令和 8 年度予算編成における基本方針

令和 8 年度予算編成に当たっては、前年度に引き続き厳しい財政運営が見込まれるため、職員一人ひとりが本市の財政状況を十分に理解し、危機感を持って予算編成に臨まなければならない。市税やふるさと寄附金をはじめ、積極的に財源の確保に努めるとともに、人件費や物価の上昇下にあっても経常経費の削減に弛まず取り組み、財政調整基金の過度な取崩に頼らない収支均衡の実現を目指すものとする。

各事業については、コストの把握と事業効果の検証による事業手法の見直し（PDCA）により事業費の削減を図り、目的の達成された事業あるいは実質的に特定の団体や少数の受益者のみを対象としているような事業については廃止するものとする。また、各事業の財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向に十分注意を払い、適正に積算するものとする。

新たな事業を始めるに当たっては、既存事業を見直すビルドアンドスクラップを徹底し、事業目的を明確化したうえで合理的根拠に基づく立案（EBPM）により、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）に努めなければならない。

投資的経費は、第 7 次総合計画（以下「7 次総」という。）の実施計画に位置付けされた事業を優先的に予算化する。しかしながら、一般財源の状況は非常に厳しく、実施計画どおりの予算配分は難しい状況である。

少子高齢化社会においては、行政サービス全体の量的な拡大は難しい。しかし、このような中でも、特に、SDGs 推進施策、DX・GX 推進施策、子育て支援施策、シティプロモーション推進施策、防災・減災施策、地域活力の向上につながる施策等に、市民との協働を推進しつつ、積極的に取り組まなければならない。限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、質的に充実したメリハリのある予算編成を目指し、7 次総に掲げられた各種の目標の達成につながる予算となるよう、以下の事項を遵守して予算編成を行うものとする。

##### （1）総括的な事項

- ① 予算要求書は公文書であり、情報公開の対象となる。事業概要・効果、積算根拠等内容を精査し、簡潔明瞭な表現（7W3H）を用い、広く市民に説明できるものを作成すること。
- ② 7 次総に掲げられた 5 つの横断的視点（SDGs の推進、DX・GX の推進、シティプロモーションの推進、行政改革の推進、協働の推進）、2 つの重点施策（安心して子どもを産み育てられる環境づくり、地域の魅力をオールみずなみで発信）及び 5 つのまちづくりの基本方針（人・未来を育むまちづくり、魅力あふれるまちづくり、生涯活躍のまちづくり、活気みなぎるまちづくり、持続可能なまちづくり）が、**予算編成においても総合的な指針**となるので留意すること。
- ③ 歳入歳出全般にわたり**ゼロベースで見直し**を行うこと。収入の確保に努めるとともに、時

代に即した住民の負託に応えられる施策・事業の展開を図ること。

- ④ 歳出の予算要求は、事業ごとに原則 **10万円単位**（原則切り捨てとする。事業規模によっては100万円単位）とする。また、既存事業について、事業費が20万円未満のものについては、廃止または統合を検討すること。
- ⑤ 入札や見積徴取時の予定価格設定が必要なものを除き、**決算ベースでの予算要求**を基本とし、不用額の抑制に努めること。ただし、デフレが終わりインフレ経済に移行しつつある現在、物品の購入や工事の発注等に当たり、「安ければ良い」ではなく、「**適正な価格で契約を行う**」という意識を強く持たなければならない。
- ⑥ **経常的経費と臨時的経費は別事業**に計上すること。混在させることのないよう注意すること。
- ⑦ 新規事業（ソフト）については、事業目的を明確化したうえで合理的根拠に基づいて事業化すること。新たな事業を始める際は、ビルドアンドスクラップを徹底し、**既存事業の縮小または廃止によって新規事業の財源の確保**に努められたい。7次総実施計画に計上されている事業であっても例外ではない。
- ⑧ 7次総実施計画に計上されている事業であっても、事業内容や積算等が不明確なもの、計画で見込んだ特定財源を確保できないもの、計画額を超えるものは認められない。**積算の根拠となる書類を必ず添付**すること。しかしながら、実施計画決定後の社会経済情勢の変化により、やむを得ないと認められる合理的理由がある場合は予算要求を認める。ただし、まずは当初計画額の範囲内に収まるよう創意工夫すること。
- ⑨ **予算執行率の低い事業や予算流用元となった事業については、事業の廃止や縮減**を必ず行うこと。
- ⑩ **会計年度任用職員については、経常的な予算要求は認められない**。事務の簡素化・効率化や職員の事務配分の見直し等、業務遂行体制の改善を図ったうえで、なおやむを得ない場合にのみ、事前に秘書課と協議のうえ要求すること。なお、秘書課承認案件であっても、予算が保障されるものではない。
- ⑪ **国・県の補助制度があるからといって、安易に事業化しないこと**。10/10の全額補助でなければ、一般財源が必要になることを念頭に置くこと。事業の緊急性・必要性を勘案し、本市にとって真に必要で効果の上がるもののみを事業化すること。また、関係機関と連携を深め、最新の情報を把握し、補助対象事業費・補助金額の的確な積算を行うこと。
- ⑫ 予算要求書は、担当職員のみで作成することなく、**課・係等の責任者が十分に内容を把握**し、必要に応じ関係部署との調整をしたうえで提出すること。

## （2）歳入に関する事項

### ① 市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに十分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。滞納整理の着実な実施等、従前にもまして税負担の公平性の確保に努めるとともに、効率的な課税・収納体制の整備と正確な事務の執行に努めること。

② 地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国・県の子算や地方財政計画及び税制改正の大綱、また過去の実績等を勘案し、適正な収入見込額を計上すること。

③ 分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

④ 使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものについては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。

⑤ 国庫支出金・県支出金

国・県の子算編成の状況を注視し、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。安易に前年度の例に従うことなく、最新の補助制度の内容を確認すること。

⑥ 財産収入

財産の現況を正確に把握し、財産売却収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮のうえ、適正な額を算定すること。

⑦ 寄附金

ふるさと寄附金については、過去の実績、市場の趨勢や寄附強化の取り組みのために費やしたコスト等を加味し、今後の推移を適正に積算し、計上すること。

⑧ 市債

事業の必要性・事業効果はもとより、交付税措置にも配慮して適債事業を選定するとともに、健全な財政運営を図るため、適正な範囲内で予算計上すること。また、将来的な公債費負担を勘案し、資金調達方法等を十分検討のうえ、より低コストの資金調達や、償還額の平準化等を図ること。

⑨ その他

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度についても、積極的に情報収集を行い、市の施策事業への活用を検討すること。過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

(3) 歳出に関する事項

① 人件費

定員適正化計画は、正職員のみを対象としており、人件費の適正化・効率化の観点からは、当計画に拠るだけでは不十分である。よって、予算編成に当たっては、会計年度任用職員等の正職員以外の職員を含めた、より厳格な定員管理が必要となるので留意すること。また、予算要求段階で障害者の法定雇用率の改定等を適切に織り込まなければならない。

新たな行政需要、施設の新増設等への対応は、原則として職員配置転換等により対応し、安易に会計年度任用職員の要求を行わないこと。また、職員研修、人事評価制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しや、AI・RPA等のデジ

タル技術を活用した事務の簡素化・効率化を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討のうえ、指定管理者制度やアウトソーシングの導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。

## ② 物件費

経常的な事務・管理経費については、特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。ペーパーレス化を促進するため、日頃の意識改革と業務内容の見直しを行い、紙の削減に努めること。各課等においては、事務消耗品費、燃料費、電気代等の削減方策を個別具体的に検討し、予算見積書の「予算見積概要の3)事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること。

公共施設の管理運営は、公共施設等総合管理計画に沿って、長期的な視点を持ち、更新や統廃合、長寿命化を推進していく中で、財政負担の軽減と平準化を図ること。

物品のリースについてはコピーパフォーマンス契約以外、経常経費抑制のため、買取についても検討すること。

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いものは積極的に導入を図ること。経費削減の効果額を記載するとともに、その積算においては人件費や労務管理等、法令遵守の徹底を図り積算根拠を明示すること。特に、指定管理者制度を導入している施設については、諸般の情勢を勘案し、適切に費用の積算を行うこと。また、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課デジタル推進係と協議のうえ予算要求すること。

旅費、食糧費については、以下の通りとする。

(ア) 旅費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は認めない。出張の場所・目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中1回とし削減に努めること。また、オンライン研修を積極的に活用すること。

(イ) 食糧費 官公庁間(公務員)及び職員(特別職を除く。)に対する食糧費は原則認められない。食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑え、昼食をはさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳に慎むこと。会議時の飲み物については、ペットボトル飲料を限度とする。

## ③ 補助費等

負担金、補助金及び交付金については、その財源の大部分が一般財源であることに留意し、交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し終期を設定すること。また、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等(条例、規則を含む)で別に定めのあるものを除き、予算は認められない。

事業補助金は、要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則に基づき、評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

次に掲げるものは廃止すること。

- (ア) 奨励的な補助金で概ね5年を経過し、当初の補助目的を達成したもの。
- (イ) 補助・交付金で効果に疑問のあるもの、及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの。
- (ウ) 補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの(扶助的なものを除く。)や、趣味サークル・同好会の要素を含む団体に対するもの。
- (エ) その会費等の一部であっても、その用途が公費で賄われることに疑問がある負担金(個人の資格に係る加入団体への負担金など。)

#### ④ 扶助費

扶助費については、国・県等の試算や過去の支給状況等を参考に、制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、国や県へ要望をする等確保に努め、適切に計上すること。

#### ⑤ 維持補修費

維持補修費については、法令や公共施設等総合管理計画に従い、計画的に執行することとし、市民の安全・安心と利便性の向上のため、施設等の管理に十分注意を払い、施設管理者として適切に対応すること。また、施設の維持補修費は、都市計画課営繕係の査定を参考に予算化するため、保守点検等により指摘のあった修繕や突発的な故障に対応する費用、軽微なものを除いて、査定のないものについては、予算要求しないこと。毎年発生する補修等の経費は、過年度の状況等から適切な金額を計上すること。耐用年数を大幅を超えるような建物附属設備(電気施設、給排水施設、冷暖房設備等)に係る維持補修費は、各施設の管理者が常に状況を確認し、適切な時期に予算計上すること。

#### ⑥ 投資的経費

投資的経費は、7次総実施計画に位置付けられる事業に優先的に予算配分するものとし、その中でも市長マニフェストに掲げる施策事業に重点を置く。しかし、当初予算では人件費、扶助費、公債費に代表される義務的経費を優先する必要があるため、投資的経費については残りの一般財源の範囲内で予算化することになる。

国や県の補助事業については、投資効果や超過負担の有無、あるいは事務負担等を勘案し、計画的に事業実施に当たること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算要求に当たっては、実施設計等に基づき要求すること(実施設計等のないものは、予算は認められない)。

普通建設事業においては、市民サービスを優先し早期に目的となる事業を完了するという観点から、設計から建設に至る実施時期や特定財源の確保(補助申請)等のスケジュール管理をしっかりと行い、効果の高いタイミングで事業が行えるよう努めること。財政的にも有利となる時期、条件も考慮し、柔軟な計画を立てること。債務負担行為を活用するなどし、実施設計と施工に無駄な空白期間を設けることなく、原則実施設計作成の翌年度には工事を始めること。

また、施設整備に当たっては、その整備費用とその後の運営費を合わせて費用の圧縮を図り、それらに係る費用の回収についても総合的に検討すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、都市計画課に設計・監理等の委託を要する案件は、予算要求前によく調整のうえ、必要な経費のみ予算要求すること。

⑦ 備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由及び積算の根拠を記し予算要求すること。執行に当たっては原則第2四半期までに購入するものとし、第3四半期以降に購入予定の場合は、その理由を積算欄に記載すること。また、購入備品の変更及び入札差金の執行については厳に慎むこと。

特殊車両を除く公用車については、各部において削減の方向で検討すること。特定財源があったとしても、削減の検討がなされていなければ予算化しない。また、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。OA 機器についても、デジタル化の促進を図り、計画的に導入・配置する必要があるため、企画政策課デジタル推進係と協議すること。

⑧ その他

長期継続契約については、複数年契約による経費の節減が図られるよう努めること。継続費及び債務負担行為については、後年度の財政負担を義務付けるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し、契約時期等を慎重に検討のうえ要求すること。

(4) 特別会計・企業会計

特別会計の予算編成については、一般会計に準ずるものとする。独立採算の原則に従い、公平で適正な受益者負担のもと、これまで以上に合理化・効率化を図ること。特別会計の性格上、特定の歳出に対して特定の収入を充てることにより成り立っていることから、過去の伸び率や周辺自治体の実績等を複合的に勘案したうえで、制度改正等にも適切に対応した予算要求を行うこと。

企業会計については、所管課の予算作成方針に基づき、適切に予算編成を進められたい。なお、特別会計と同様、独立採算が大前提であることに留意するとともに、全国的に深刻な社会問題となっている老朽管の更新等に係る費用を確保するためにも、早急に使用料の引き上げを図られたい。一般会計からの繰出については、原則繰出基準の範囲内とする。ただし、事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・外の経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。

実績と乖離した過大な予算要求、また、多額の不用額の発生は、一般会計の歳出を硬直化させ、市民全体に不利益を与える結果となる。よって、令和8年度の基準外繰出については、水道事業会計は1億円、下水道事業会計は2億円を上限とするので、この範囲内で予算編成されたい（範囲内であっても予算が保障されるものではない。）。

なお、繰出金（基準内・基準外）については、令和9年度以降、漸次縮減していく方針であるため留意されたい。

瑞浪市の当初予算額等の推移

(単位:千円、%)

項目 年度	当 初 予 算 額		歳 出 決 算 額		市税決算額	地方交付税等 決算額	地方交付税等 伸率	左のうち普通交付税		備 考					
	一般会計 伸率	一般・特別会計等 伸率	一般会計 伸率	一般・特別会計等 伸率				決算額	伸率						
21	14,000,000	2.2	23,865,720	0.5	14,942,537	16.4	24,801,429	9.6	5,112,127	-3.6	539,200	55.2	2,279,375	4.7	簡易水道特別会計を年度末で 廃止
22	13,724,700	-2.0	23,604,570	-1.1	14,077,565	-5.8	23,440,767	-5.5	4,930,441	-3.6	540,000	0.1	2,515,573	10.4	老人保健事業特別会計を年度 末で廃止
23	14,050,000	2.4	24,570,700	4.1	13,854,593	-1.6	23,714,281	1.2	4,932,127	0.0	515,000	-4.6	2,591,056	3.0	
24	13,750,000	-2.1	24,681,900	0.5	13,849,073	0.0	23,970,430	1.1	4,816,618	-2.3	580,000	12.6	2,684,999	3.6	
25	14,070,000	2.3	24,693,300	0.0	14,621,410	5.6	25,068,157	4.6	4,843,084	0.5	770,000	32.8	2,745,937	2.3	
26	15,540,000	10.4	27,075,300	9.6	15,487,888	5.9	26,958,664	7.5	4,862,453	0.4	750,000	-2.6	2,562,792	-6.7	瑞浪中央土地区画整理事業特 別会計を年度末で廃止
27	15,610,000	0.5	27,511,700	1.6	15,305,019	-1.2	26,295,771	-2.5	4,790,950	-1.5	760,000	1.3	2,823,367	10.2	農業集落排水事業特別会計及 び、下水道事業特別会計を年度 末で廃止
28	15,330,000	-1.8	28,088,424	2.1	15,903,453	3.9	27,120,644	3.1	4,854,387	1.3	608,000	-20.0	2,844,903	0.8	下水道事業会計を設置
29	15,886,900	3.6	28,098,300	0.0	15,865,658	-0.2	27,604,964	1.8	4,965,023	2.3	601,700	-1.0	2,723,413	-4.3	
30	17,246,000	8.6	28,245,000	0.5	17,548,873	10.6	28,338,717	2.7	4,961,109	-0.1	594,900	-1.1	2,678,940	-1.6	
R1	15,410,000	-10.6	26,454,800	-6.3	16,078,114	-8.4	27,008,143	-4.7	5,349,206	7.8	447,300	-24.8	2,594,099	-3.2	介護サービス事業特別会計を 年度末で廃止
R2	15,533,000	0.8	26,755,500	1.1	21,251,568	32.2	32,086,014	18.8	6,040,247	12.9	449,900	0.6	2,705,327	4.3	
R3	15,605,000	0.5	26,825,400	0.3	17,335,350	-18.4	28,241,927	-12.0	5,174,322	-14.3	456,000	1.4	3,137,708	16.0	
R4	16,100,000	3.2	27,868,500	3.9	17,615,017	1.6	28,565,601	1.1	5,299,096	2.4	198,000	-56.6	3,330,123	6.1	
R5	16,100,000	0.0	27,497,800	-1.3	17,256,677	-2.0	28,376,406	-0.7	5,365,592	1.3	43,800	-77.9	3,474,235	4.3	
R6	19,050,000	18.3	30,681,000	11.6	18,237,567	5.7	29,231,956	3.0	5,279,978	-1.6	—	皆減	3,759,945	8.2	
R7	20,790,000	9.1	32,364,200	5.5											

\*地方交付税等欄の数字は普通交付税・特別交付税及び臨時財政対策債発行額の合計数値が記載してある。

\*地方交付税等の上段数字は臨時財政対策債発行額(下段のうち数値)

- ・平成元年度 瑞浪中央土地区画整理事業特別会計を設置
- ・平成2年度 介護保険事業特別会計を設置
- ・平成3年度 市民交通障害保険特別会計を一般会計に編入
- ・平成4年度 農業集落排水事業特別会計を設置
- ・平成5年度 介護保険事業特別会計を設置
- ・平成6年度 駐車場事業特別会計を設置
- ・平成7年度 介護サービス事業特別会計を設置
- ・平成8年度 後期高齢者医療事業特別会計を設置
- ・平成9年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成10年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成11年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成12年度 介護保険事業特別会計を設置
- ・平成13年度 駐車場事業特別会計を設置
- ・平成14年度 介護サービス事業特別会計を設置
- ・平成15年度 後期高齢者医療事業特別会計を設置
- ・平成16年度 介護サービス事業特別会計を設置
- ・平成17年度 介護サービス事業特別会計を設置
- ・平成18年度 介護サービス事業特別会計を設置
- ・平成19年度 介護サービス事業特別会計を設置
- ・平成20年度 後期高齢者医療事業特別会計を設置
- ・平成21年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成22年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成23年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成24年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成25年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成26年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成27年度 簡易水道事業特別会計を廃止
- ・平成28年度 簡易水道事業特別会計を廃止

主な財政指標等（普通会計）

(単位:千円、%)

指標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基準財政需要額 (含錯誤額)	本市	5.5	1.5	-1.2	0.0	2.6	5.6	4.5	1.8	2.2	4.3
	類団	7, 185, 777	7, 296, 595	7, 208, 542	7, 211, 108	7, 402, 177	7, 813, 317	8, 165, 283	8, 311, 556	8, 496, 934	8, 862, 026
基準財政収入額 (含錯誤額)	本市	2.7	1.9	0.7	1.2	6.0	6.3	-1.0	-1.4	0.8	1.6
	類団	4, 362, 410	4, 445, 689	4, 478, 201	4, 532, 168	4, 801, 954	5, 103, 998	5, 051, 330	4, 981, 433	5, 021, 198	5, 102, 081
標準財政規模	本市	3.7	-0.3	-0.8	0.0	1.5	5.0	5.7	-3.4	0.8	3.6
	類団	9, 100, 819	9, 075, 834	9, 007, 192	9, 011, 286	9, 142, 652	9, 598, 194	10, 140, 983	9, 792, 207	9, 874, 639	10, 226, 250
財政力指数 (3ヵ年平均)	本市	18.1	-1.0	-0.6	-0.7	-0.1	8.5	3.0	-2.9	1.3	
	類団	10, 346, 871	10, 245, 083	10, 184, 459	10, 116, 650	10, 103, 988	10, 966, 004	11, 291, 383	10, 963, 095	11, 100, 607	
財政力指数 (3ヵ年平均)	本市	0.61	0.61	0.61	0.62	0.63	0.64	0.64	0.62	0.60	0.59
	類団	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.57	0.56	0.55	0.54	
經常収支比率	本市	(95.7)	(93.7)	(95.0)	(94.0)	(91.6)	(86.2)	(91.6)	(90.7)	(91.2)	(90.6)
	類団	88.0	87.6	88.8	87.9	87.3	82.4	87.4	89.0	90.9	90.6
実質公債費比率	本市	88.3	90.9	91.8	91.7	92.4	91.3	87.0	90.6	92.0	
	類団	4.1	4.2	4.3	3.6	3.2	3.0	2.6	2.3	2.3	2.4
将来負担比率	本市	10.2	10.0	9.7	9.5	9.2	8.6	8.3	8.4	8.6	
	類団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
義務的経費 構成比	本市	45.0	44.2	41.8	38.3	42.0	33.8	45.2	42.8	45.8	42.5
	類団	40.6	41.8	41.3	41.3	40.5	34.3	43.1	41.6	42.5	
実質収支比率	本市	8.0	7.5	9.5	7.2	5.5	5.4	7.2	7.4	7.7	7.6
	類団	13, 232, 757	13, 029, 937	13, 490, 213	14, 277, 319	14, 008, 566	13, 666, 032	13, 377, 452	12, 853, 972	12, 464, 587	12, 235, 452
市債現在高 (普通会計)	本市	18, 639, 498	18, 503, 503	18, 763, 830	18, 893, 149	18, 957, 780	19, 985, 254	19, 573, 165	19, 020, 727	18, 754, 733	
	類団	2, 259, 430	2, 582, 581	2, 980, 558	2, 990, 660	2, 889, 031	3, 563, 150	3, 570, 258	3, 355, 358	3, 295, 129	3, 487, 529
財政調整基金・ 減価基金現在高	本市	3, 305, 200	3, 278, 519	3, 148, 928	3, 031, 847	2, 881, 471	3, 213, 060	3, 599, 379	3, 811, 645	3, 709, 629	
	類団										

注 ・ 基準財政需要額～標準財政規模欄の上段は対前年度伸び率。  
 ・ 經常収支比率の（ ）内数値は、減税補てん債・臨時財政対策債を、經常一般財源に加ええない場合の經常収支比率。